



県章

三重県公報

昭和61年9月9日 火曜日 第11514号

目次

規則

- 三重県手数料規則の一部を改正する規則 (職業能力開発課) 2

告示

- 保険医療機関の指定及び療養取扱機関の申出の受理 (保険課) 2
- 土地収用法の規定による事業の認定 (調整課) 3
- 同件 (同) 3
- 道路の区域変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用開始 (同) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 5
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 8

選管告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 (選挙管理委員会) 8
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正 (同) 9

海調委告示

- 発電機による集魚灯を使用するいか釣漁業に対する指示 (海区漁業調整委員会) 9
- 沿岸漁業の調整を図るための指示 (同) 10
- 火光を利用する共同漁業権漁業及び釣漁業の操業についての指示 (同) 11

公告

- 土地改良事業を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (耕地課) 11
- 同件 (同) 11
- 同件 (同) 12
- 同件 (同) 12



三重県手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月九日

三重県知事 田川亮三

三重県規則第四十六号

三重県手数料規則の一部を改正する規則

三重県手数料規則(昭和三十一年三重県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表二第六号の項中「金属はね製造」を「金属はね製造 ロープ加工」に、「機械製麺」を「機械製麺 水産練り製品製造」に、「ビルクリーニング」を「ビルクリーニング 産業洗浄」に改め、同項を同表第七号の項とし、同表第五号の項中「ハム・ソーセージ製造」を「ハム・ソーセージ製造 コンクリート圧送施工 カーテンウォール施工」に改め、同項を同表第六号の項とし、同表第四号の項を第五号とし、第三号の項の次に次のように加える。

四	版下製作	九千五百円
---	------	-------

附則

この規則は、公布の日から施行する。



三重県告示第436号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により次のとおり保険医療機関を指定し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和61年9月9日

三重県知事 田川亮三

名称	所在地	指定及び申出 受理年月日
坂倉ペインクリ ニック	鈴鹿市白子本町9-28	61.8.15
宮崎医院伊勢中 川クリニック	一志郡嬉野町中川1182番地	61.8.15
増田歯科医院	度会郡小俣町2934-48	61.8.1

三重県告示第437号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

昭和61年9月9日

三重県知事 田川亮三

- 1 起業者の名称
四日市市
- 2 事業の種類
四日市市保々地区市民センター敷地拡張工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分
三重県四日市市市場町字源内地内
(2) 使用の部分
三重県四日市市市場町字源内地内
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
四日市市役所市民部地域振興課

三重県告示第438号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

昭和61年9月9日

三重県知事 田川亮三

- 1 起業者の名称
鳥羽市
- 2 事業の種類
鳥羽市河内公民館建築工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分
三重県鳥羽市河内町字蓮池地内
(2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
鳥羽市役所教育委員会社会教育課

三重県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

昭和61年9月9日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市土山線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	四日市市尾平町字新平川原1699の1番地先から 四日市市高角町字三滝川三滝川右岸堤防敷地先 まで	旧 新	5.90~15.90	2,363.00	2,536.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白木西町線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	亀山市野村町字松本77-1番地から	旧	4.00~9.00	581.60	
	亀山市市ヶ坂町字市ヶ坂695-3番地まで	旧 新	9.50~23.50	580.00	

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名越長明寺線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	亀山市田村町字中尾187番地先から	旧	13.00~18.20	51.50	
	亀山市田村町字中尾186番地先まで	新	12.00~14.20	51.50	

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春日甲南線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	阿山郡伊賀町大字新堂字平ノ谷1687番1から 阿山郡阿山町大字下友田字下佐賀田1218番1ま で	旧 新	5.50~25.00	1,269.50	
		新	13.00~42.00	1,255.00	

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蓮峽線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
	飯南郡飯高町大字森字さる己たり1832番4地先 から 飯南郡飯高町大字森字くすの木1773番11地先ま で	新	6.00~16.00	614.00	

三重県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

昭和61年9月9日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 亀山白山線	安芸郡美里村大字舟山字野中244番地先 から 安芸郡美里村大字高座原字野田1-1番地 先まで	昭和61年9月9日
県道 合ヶ野松阪線	松阪市川井町大字深見662番地先から 松阪市川井町大字下大坪869番の4地先 まで	昭和61年9月9日
県道 蓮峽線	飯南郡飯高町大字森字さる己たり1832番 4地先から 飯南郡飯高町大字森字くすの木1773番11 地先まで	昭和61年9月9日

三重県告示第441号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和61年9月9日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中渡地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

松阪市阪内町字源内、梅ヶ谷、不殿

3 区域の土地の表示

松阪市阪内町に存する標柱1号から標柱5号までを順次直線で結んだ線、標柱5号と標柱6号を松阪市阪内町字源内615の1,616の1,618の境界線に沿って結んだ線、標柱6号から標柱10号までを順次直線で結んだ線及び標柱10号と標柱1号を直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱 所在地

松阪市阪内町

1号	字不殿	732番
2号	字梅ヶ谷	637番
3号	字源内	630番
4号	同	610番
5号	同	615番1
6号	同	618番
7号	同	619番
8号	字不殿	721番1
9号	同	739番
10号	同	736番

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
五ヶ所浦三急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

度会郡南勢町五ヶ所浦字野添

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町五ヶ所浦字野添190の7、190の15、190の14、194の1、190の5の一部、190の8の一部、190の9、193の2の土地及びこれらの土地に囲まれた土地

第3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
阿曾浦その4急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

度会郡南島町大字阿曾浦字北山、一本松

3 区域の土地の表示

度会郡南島町大字阿曾浦字北山248の10の一部、248の227、248の214、248の206、248の184、248の167、248の170、同字一本松11の1、同字北山248の8の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
大方竈急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

度会郡南島町大字大方竈字下り組、赤崎、上り組、中組

3 区域の土地の表示

度会郡南島町大方竈字下り組13の3、13の1、13の2の一部、同字赤崎119の2の一部、119の1の一部、同字上り組57、56の1、56の2、52、50、45、44、同字中組41、35、33、27、同字下り組24の2、24の1、23の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第5

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
船越坪井急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

志摩郡大王町大字船越字坪井

3 区域の土地の表示

志摩郡大王町大字船越字坪井1772の4、1773の9、1773の10、1788、1775の5、1775の2の一部、1775の3、1774の一部、1773の3、1773の6、1773の1、1767、1768の3、1769の2、1768の2、1771、1772の1、1772の3の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第6

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
古江第3急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

尾鷲市古江町字立石

3 区域の土地の表示

尾鷲市古江町字立石118、116の2、116、104の4の一部、103の一部、102の一部、99の一部、98の一部、97の一部、81の一部、106、107、81の9

の一部、111の1、109の1、114、114の2、120の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

引本長浜地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

北牟婁郡海山町大字引本浦字在ノ上、長浜町

3 区域の土地の表示

北牟婁郡海山町大字引本浦字長浜町597の2、597の1、同字在ノ上528の16の一部、528の21、528の76、528の80、528の14、同字長浜町598の9、598の21、598の23、598の7、598の12、598の14、598の8、598の5、598の1の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

三重県告示第442号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

昭和61年9月9日

三重県知事 田川亮三

1 施行者の名称

四日市市

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画公園事業

3・3・8桜ハイツ中央公園

3 事業施行期間

昭和61年9月9日から昭和63年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

三重県四日市市桜町地内

(2) 使用の部分

なし

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定に

よる政治団体の届出があつた。

昭和61年9月9日

三重県選挙管理委員会委員長 速水清

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
小川政人後援会	鈴木健男	大久保秀明	四日市市富田一色町14-23	
尾田敏行を育てる会	中西準一郎	中西準一郎	多気郡大台町大字佐原736	
阪井富夫後援会	島昇	長谷川滝広	多気郡明和町金剛坂771-2	
山路保後援会	木戸口真澄	山上実	多気郡明和町大字斎宮2403	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党上野支部	主たる事務所の所在地	上野市農人町372	上野市車坂町821	政党
全日電工連政治連盟三重県支部	会計責任者	小林重治郎	亀井正信	
日本行政書士政治連盟三重県支部	名称	日本行政書士政治連盟三重県支部	三重県行政書士政治連盟	
日本行政書士政治連盟三重県支部	会計責任者	中村文裕	岡本孝三	

三重県選挙管理委員会告示第55号

不在者投票のできる施設の指定(昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のとおり改正する。

昭和61年9月9日

三重県選挙管理委員会委員長 速水清

病院の項中

「鈴鹿市寺家五丁目23番18号 医療法人斎寿会鈴鹿回生病院」を
「鈴鹿市寺家五丁目23番18号 医療法人斎寿会鈴鹿回生病院
鈴鹿市中富田町字中谷518番地 井田川病院」
に改める。

海 産 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、沿岸漁業の

調整を図るため、発電機（蓄電池を含む。）による集魚灯を使用するいかつり漁業に対し、次のとおり指示する。

昭和61年9月9日

三重海区漁業調整委員会会長 河村 楠 司

指示する海域	使用光力の制限	操業区域の制限	発電機（蓄電池を含む。）の制限	操業船舶の制限	指示する期間	備考
鳥羽市国崎町箱田山頂上を基点とする正東の線から尾鷲市須賀利町エト鼻を基点とする正東の線までの海域	共同漁業権漁場内において一隻当りの使用光力の総量は、500ワット以内とする。	定置網の周囲300メートル以内の区域で操業してはならない。	5キロワット以内とする。	モヤイ船での操業を禁止する。	昭和61年9月17日から昭和62年9月16日まで	前面と後面の運動場横切から前方をい、沖合とは、身網の沖をい、後面とは、魚捕横切から後方をいう。
尾鷲市須賀利町エト鼻を基点とする正東の線から三重県・和歌山県両県境を基点とする南東の線までの海域		定置網の前面500メートル、沖合300メートル、後面300メートル各以内の区域で操業してはならない。				

三重海区漁業調整委員会告示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり指示する。

昭和61年9月9日

三重海区漁業調整委員会会長 河村 楠 司

- 1 禁止する漁業
網漁具を使用する漁業

- 2 禁止する海域

次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ直線によって囲まれた区域

基点1 度会郡南島町阿曾浦才島の中央点

基点2 度会郡南島町阿曾浦筆島の中央点

- 点ア 基点1から170度4,300メートルのところ（磁針方位）
- 点イ 基点1から170度6,300メートルのところ
- 点ウ 基点2から175度3,900メートルのところ
- 点エ 基点2から175度1,800メートルのところ

- 3 指示の有効期間

昭和61年9月17日から昭和62年9月16日まで

三重海区漁業調整委員会告示第9号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、三重県海域における火光を利用する共同漁業権漁業及び釣漁業の操業について、次のとおり指示する。

昭和61年9月9日

三重海区漁業調整委員会会長 河村 楠 司

- 1 指示事項

放電管式集魚灯を使用してはならない。

- 2 指示の有効期間

昭和61年9月17日から昭和62年9月16日までとする。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮川村宮土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業大井地区かんがい排水）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 条例の写し

- 2 縦覧の期間

昭和61年9月9日から同月29日まで

- 3 縦覧の場所

宮川村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮川村宮土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業大井地区かんがい排水）は、適当と決定した。

業対策事業小切畑地区農道)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和61年9月9日から同月29日まで

3 縦覧の場所

宮川村役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮川村宮土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業下真手地区かんがい排水)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和61年9月9日から同月29日まで

3 縦覧の場所

宮川村役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮川村宮土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業菌地区かんがい排水)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和61年9月9日から同月29日まで

3 縦覧の場所

宮川村役場

“献血は人と人をつなぐ愛のかけ橋”

献血に御協力下さい

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和61年9月9日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課